

登別市立登別小学校 『いじめ防止基本方針』

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの をいう。

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わず全ての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対あってはならない。
- ② いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない卑怯な行為であり、どの児童にも起こり得る行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。
- ④ 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応したり、事案に応じては「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応したりする。
- ⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情を適切に把握し、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、些細に見える行為にも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑥ 発達障がいを含む児童や、特に配慮が必要な児童に対して、児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

3 いじめ防止の基本理念

いじめがなく、全ての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるように、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に努める。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密に連携を図り対処するとともに、事案の再発防止に努める。

また、児童の発達段階に応じて、望ましい人間関係を構築していく力とともに、トラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力、将来の夢や希望をもって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育む。

4 いじめ防止のための基本事項

（１） 具体的施策

① いじめ調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を、年間計画により実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じて対応にあたる。

② いじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に児童の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に、道徳教育においては、他の人との関わりや生命尊重について重点化して充実を図り、特別活動ではいじめ防止に資する活動を活性化させ、児童が自覚できるよう支援する。

また、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的な活動（児童会活動・学級活動）が促進するよう環境づくりを行うなど指導・支援する。

さらに、児童の安全・安心を確保するために、地域・保護者・関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止にあたる。

③ いじめの早期発見と組織的対応

いじめを早期発見するため、日常における教職員の連携を重視し、必要に応じて教育相談を行うとともに、欠席が長引く児童の保護者へ連絡するなどいじめの早期発見に努める。

また、児童に対してはいじめなど嫌なことがあったら、すぐに先生や周りに援助を求めることが大切であることを日常的に指導し、児童自らが SOS を出せるような環境づくりに努める。

いじめを発見した場合は、校内いじめ対策委員会（校長・教頭・生徒指導コーディネーター等）に情報を速やかに報告し組織的に対応するとともに、被害児童を徹底して守り通す。加害児童にはいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるとともに、いじめは人間として絶対にしてはいけない卑劣な行為であることを再認識させる。

④ インターネットいじめの防止

児童や保護者への実態調査（スマホアンケート等）を行うとともに、発信の流通性、匿名性、その他の送信される特性を踏まえ、インターネットいじめ防止研修会を行い啓発する。

また、児童に対しては情報モラル教育を推進し、個人情報の流出やネット掲示板や SNS 等への同意を得ない書き込みや誹謗・中傷などを軽はずみな気持ちでも、決してしてはいけないこと等を指導する。

⑤ いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防・防止・措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

また、教職員は不適切な言動等によりいじめを助長することのないように十分留意するとともに、日常的に適切な言語環境を率先して整えていく。

⑥ いじめの傍観者にならないようにする取組

児童がいじめと思われるような言動を見たり、聞いたりしたときなど、傍観者にならないようにするためにいじめ等を見たり、聞いたりしたら「止める」、先生や大人に「知らせる」を、日常的に児童に指導する。

(2) いじめ防止の措置（学校いじめ対策組織）

① いじめ防止対策のための校内組織

校内におけるいじめ防止を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を活用する。

◇構成員：学校長、教頭、生徒指導部長、該当担任、養護教諭、**教務主任**

※必要に応じて、SSW、SC、福祉・医療関係者、市教委関係者、警察関係者を招集する。

◇活 動：・調査及び教育相談に関すること
・いじめ事案の対応に関すること
・いじめに関わる生徒指導に関すること
・未然防止のための年間活動計画の作成

◇開 催：定期及びいじめ事案発生時や検討事項がある際等に実施する。

② いじめ防止のため、保護者・地域を含めた組織

いじめ防止を多角的な視点から実効的に行うために、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

◇構成員：学校長、教頭、**(生徒指導担当)**、PTA会長、学校運営協議会委員

※必要に応じて、PTA 副会長、SSW、SC、福祉・医療関係者、市教委関係者、警察関係者を招集する。

◇活 動：・調査及び教育相談に関することの報告
・いじめ事案の対応に関することの検討
・いじめに関わる児童理解に関する検討
・未然防止のための年間活動計画の承認

◇開 催：定期及びいじめ事案発生時や検討事項がある際に開催する。

※内容に応じて、小中合同学校運営協議会や地域学校保健委員会を活用する。

③ いじめに対する処置

・いじめの相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に、教師や児童などを対象に調査を行い、事実の有無を確認する。

・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながらいじめを受けた児童と保護者への緊密な支援を行うとともに、いじめを行った児童とその保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。

- ・児童、保護者を含めいじめの関係者における争いを生じさせないために、いじめの事実及び対処の仕方を共有するための必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、市教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

④ いじめの解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続している。
(少なくとも3か月を目安)
 - ・被害児童の心身の苦痛を感じていないこと。
- 上記の基準に基づき、いじめ防止対策の「教育支援委員会」でいじめの解消について判断する。

(3) 重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いのある時には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事案が発生した場合は、市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を実施する。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し、厳正に対処する。

※別紙保護者向け資料『警察と連携した「いじめ問題」への対応』を参照

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取組や早期発見、さらに、いじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証評価（学校評価：教職員自己評価）を行うとともに、児童・保護者アンケートを学校評価の資料として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる取組内容
- ② いじめ防止に関わる取組内容
- ③ いじめの早期発見に関わる取組内容
- ④ いじめの再発防止に関わる取組内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容

6 いじめ防止対応の年間計画（いじめ未然防止プログラム）

月	学校・学級・児童会等での取組	その他、学校・地域等での取組
④ ⑤	・学級目標の決定、児童会生活目標の決定周知 ・道徳科の実践と道徳教育の推進（通年） ・参観日、学級懇談会の実施 ・子ども理解支援ツール「ほっと」等の活用（随時） ・生活リズムチェックシートの活用等、児童生徒の生活リズム改善の取組（通年） ・いじめ防止に関する取組①（児童会：学級委員会等） ・いじめアンケートの実施、分析 ・教育相談週間（個人面談）の実施	・校内いじめ対策委員会 ・いじめ防止に係る校内研修① ・あいさつ一声運動（通年） ・縦割ふれあい清掃（通年） （PTA総会、学校運営説明会） ・校内教育支援委員会 ・学級経営交流会 ・PTA 役員会、学級委員会 ※地域学校協働本部事業（通年） ※地域行事への参加（通年）
⑥ ⑦	・運動会に向けた取組（スローガンづくり） ・参観日、学級懇談会 ・すもう学習に向けた取組（1－3年 クラブ活動） ・いじめ SOS 教室の取組（各学年特別活動） ・宿泊学習に向けた取組（5年） ・認知症サポーター養成講座（5年） ・1学期の反省 【児童、保護者アンケートの実施】 ・長期休業中の指導	・校内いじめ対策委員会 ・地域いじめ対策委員会 ・登別地区青少年健全育成協議会 ・校内教育支援委員会 ・学校運営協議会 ・学校保健委員会 ・小中合同研修会 ・PTA 役員会
⑧ ⑨ ⑩	・学校評価アンケートの分析、いじめ防止の取組改善 ・修学旅行に向けた取組（6年） ・ふれあい DAY「地域参観日」の実施 ・情報モラル教室の実施（SNS、スマートフォンなど） ・非行防止、薬物乱用防止の取組 ・学習発表会・OMB定期演奏会に向けた取組 ・いじめ防止に関する取組②（児童会：学級委員会等） ・いじめ防止ポスターや標語の募集（児童会） ・いじめアンケートの実施、分析 ・教育相談週間（個人面談）の実施	・校内教育支援委員会 ・PTA 拡大役員会 ・PTA バザー（学習発表会） ・校内教育支援委員会 ・校内いじめ対策委員会 ・いじめ防止に係る校内研修②
⑪ ⑫	・人権教室（4年） ・鬼っ子フォーラムへの参加（児童会） ・参観日、学級懇談会 ・2学期の反省 【児童、保護者アンケートの実施】 ・自分のストレスや心と向き合うための、カウンセラーによる特設授業 ・長期休業中の指導	・地域いじめ対策委員会 ・小中一貫教育推進協議会 ・登別小・中合同研修会 ・小中合同学校運営協議会 ・地域学校保健委員会
① ② ③	・学校評価アンケートの分析、いじめ防止の取組改善 ・スキー学習に向けた取組 ・ピンクシャツデーの取組（児童会） ・参観日、学級懇談会 ・3学期の反省、進級・進学に向けて ・中学校進学にむけた、カウンセラーによる特設授業	・学校運営協議会 ・地域いじめ対策委員会 ・学校関係者評価の実施 ・学校評価の公開 ・いじめ防止に係る校内研修③ ・校内いじめ対策委員会 ・学校いじめ防止基本方針見直し

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

登別市立登別小学校 令和7年(2025年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の中で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

登別小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧ください。

いじめがなく、全ての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるように、学校全体でいじめの未然防止、早期発見に努めます。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者の皆様、関係機関と緊密に連携を図り対処するとともに、事案の再発防止に努めます。

また、児童の発達段階に応じて、望ましい人間関係を構築していく力とともに、トラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力、将来の夢や希望をもって、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育ててまいります。

登別小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

校内におけるいじめ防止を実効的に行うため、また、いじめ防止の取組を多角的な視点から検討・考察し、実効性を高めるために、以下の組織を置きます。

① 校内いじめ対策委員会

構成：校長、教頭、指導部長、該当担任、養護教諭、教務主任
※事案により、SC・SSW、福祉・医療関係者、市教委、警察等
活動：いじめの調査、アンケート、教育相談に関すること。

いじめ事案の対応に関すること。

いじめにかかわる生徒指導、未然防止のための指導に関すること。

② 地域いじめ対策委員会

構成：校長、教頭、生徒指導担当、PTA会長、学校運営協議会委員
※SC・SSW、福祉・医療関係者、市教委、警察等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

<いじめ防止のための基本>

日常的な学級経営、生徒指導、学習指導において、以下の4点を大切にします。

①「一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感できること。

②支持的で共感的な人間関係の育成につとめます。

③様々な場面で自己判断・自己決定の場をつくります。

④安全・安心な学校・学年・学級風土の醸成につとめます。

<活動>

・いじめ防止の児童会各種活動、いじめ SOS 教室、人権教室、等々・・・。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の本校のいじめ対策組織担当は、村山教諭です。

連絡先 0143-83-1014(学校代表電話)



北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電 話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター(電 話) (メール)	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 13～17 時
胆振教育局教育相談電話 (電 話)	0143-22-6594	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例
やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果
などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援セ
ンターイメージキ
ャクター